

群馬県介護基盤等整備事業費補助金交付要綱

制 定 平成21年 8月26日
介高第30175-2号
一部改正 令和6年11月27日
(最終改正) 介高第30214-1号

(目的)

第1条 この補助金は、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）その他の地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）、群馬県地域医療介護総合確保基金条例（平成26年群馬県条例第74号）、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日0912医政発第5号・老発0912第1号・保発0912第2号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象等)

第3条 この補助金は、群馬県地域医療介護総合確保計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により群馬県の作成した計画をいう。以下同じ。）に基づき、別表第1の第3欄に掲げる者の実施する同表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

(補助金の対象除外)

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 既に実施している事業に係る費用
- (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用
- (3) 土地の買収、整地その他の個人の資産を形成する費用
- (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に係る費用
- (5) その他施設等整備に関する事業として適當と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金（別表第1に規定する定期借地権設定のための一時金の支援事業を除く。）の交付額は、次により算定するものとする。この場合において、第3号の規定により選定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第2の第1欄に掲げる区分ごとに同表の第2欄に定める配分基礎単価を上限として知事の定める額に同表の第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と同表の第4欄に定める対象経費の実支出額（市町村が補助を行う場合には、市町村が補助した額）とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) 前号の規定により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (3) 前号の規定により選定した額と申請額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- 2 この補助金（別表第1に規定する定期借地権設定のための一時金の支援事業に限る。）の交付額は、次により算定するものとする。この場合において、第3号の規定により選定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表第2第3項の表の第1欄に掲げる区分ごとに、同表の第2欄に定める配分基礎単価を上限として知事の定める額により算定した額と同表の第4欄に定める対象経費の実支給額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) 前号の規定により選定した額と総事業費から寄付金その他の寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (3) 前号の規定により選定した額に別表第2の第3欄に定める補助率を乗じて得た額と申請額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 3 別表第1に規定する地域密着型サービス等整備助成事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の交付額については、別表第3の第1欄に定める区分につき、同表の第2欄に定める対象施設が群馬県地域医療介護総合確保計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、前項の規定により算定した額に同表の第3欄に定める加算率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算することができるものとする。
- 4 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、前2項の規定より算定された額に0.08を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算することができるものとする。

（交付申請）

第6条 この補助金の交付を申請しようとする者は、別に定める期日までに別記様式第1-1号により申請書を知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 知事は、補助金の交付申請に基づき、当該申請に係る書類の審査、現地調査等により、当該補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行う。

- 2 知事は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて交付の決定をすることができる。
- 3 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書を交付申請者に交付するものとする。この場合において、当該事項の一部の記載を行う必要がないと認めるときは、当該記載を省略することができる。
 - (1) 補助事業者（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所
 - (2) 補助事業の名称、目的及び内容
 - (3) 補助金の額
 - (4) 補助事業者の自己負担割合又は金額
 - (5) 補助事業を完了すべき日
 - (6) 次条に規定する条件
 - (7) 補助事業者の義務に関する事項
 - (8) その他必要な事項
- 4 交付の決定に異議のある者は、特に定めのある場合のほか、交付の決定のあった日から15日以内に、知事に異議の申立て又は申請の取下げをしなければならない。
- 5 前項の異議の申立て又は申請の取下げは、文書をもってしなければならない。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者が実施する補助事業に対して県が補助金を支出するときは、当該補助事業者に対して次に掲げる条件が付されるものとする。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - イ 補助事業の中止（一部の中止を含む。以下同じ。）又は廃止をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - エ 補助事業に係る関係書類の保存については、次に掲げる補助事業者の区分ごとに次に掲げるとおりとする。
 - (ア) 市町村 この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を作成し、並びに補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - (イ) 市町村以外の者 この補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつこれらの帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業

により取得し、又は効用の増加した価格が50万円（補助事業者が市町村以外の者の場合は30万円）以上の機械及び器具その他の財産については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ オの承認に当たり、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがある。

キ 知事の承認を受けてオに定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、県に納付させることがある。

ク 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

ケ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに別記様式第3号により知事に報告しなければならない。この場合において、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときは、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

サ この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく補助を受けてはならない。

シ この補助金の交付を受けて消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うこと。

ス 補助事業の遂行において次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(エ) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(オ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(カ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(イ) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

セ 補助事業者が暴力団等であることが判明したときは、交付決定を取り消すものとする。

ソ 前各号に掲げる条件に反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させことがある。

(2) 補助事業者に対して市町村が助成することにより実施する補助事業に対して県が補助金を支出する場合は、当該市町村に対して次に掲げる条件が付されるものとする。

ア 前号アからウまで及びエ(ア)に掲げる条件

イ 市町村が補助事業者に対して助成を行う場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

(ア) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(イ) 補助事業の中止（一部の中止を含む。以下同じ。）又は廃止をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(エ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具その他財産については、知事が別に定める期間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(オ) 前号の承認に当たり、補助金の全部又は一部に相当する金額を市町村に納付させことがある。

(カ) 市町村長の承認を受けて(エ)に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させことがある。

(キ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(ク) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに別記様式第3号に準じて市町村長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

(ケ) 前号本文の規定により市町村長に報告があった場合において、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定したときは、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

(コ) この補助金と補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を作成

し、当該補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

- (サ) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金については、この限りでない。
 - (シ) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - (ス) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (セ) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく補助を受けてはならない。
 - (ソ) この補助金の交付を受けて消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うこと。
 - (タ) 補助事業の遂行において暴力団等から不当な要求行為を受けたときは、市町村に報告し、警察に通報すること。
 - (チ) 補助事業者が前各号に掲げる条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させことがある。
- ウ イにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- エ 補助事業者からイ(オ)に規定する補助金に相当する金額、イ(カ)に規定する収入又はイ(ケ)に規定する仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させことがある。
- オ 市町村は、暴力団等に助成をしてはならない。
- カ 市町村は、助成をした補助事業者が暴力団等であることを知ったときは、当該助成を取り消すものとする。
- キ 市町村は、補助事業者が暴力団員等から不当な要求行為を受けたことを知ったときは、県に報告し、及び警察に通報するものとする。

(変更申請)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別記様式第4号により行うものとする。

(変更交付決定)

第10条 知事は、前条に規定する追加交付申請等に基づき当該申請に係る書類の審査、現地調査その他の方法により、当該補助金を変更して交付すべきものと認めたときは、変更交付決定を行う。

(交付決定までの標準的期間)

第11条 知事は、第6条又は第9条による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(交付対象事業の着手)

第12条 交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。

2 補助事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届（別記様式第10号）をあらかじめ提出するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告等)

第14条 補助事業者は、別記様式第6－1号の報告書に関係書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日〔補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して20日を経過した日〕又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。ただし、補助事業が翌年度にわたるときは、別記様式第7号による年度終了実績報告書をこの補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定、交付、返還)

第15条 補助事業の完了に係る成果の報告を受けた場合においては、知事は、報告書等の書類の審査、現地調査等により、その成果がこの補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を交付するものとする。この場合において、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、当該補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。

(補助事業者の義務)

第16条 補助事業者は、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。

(状況報告)

第17条 補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業の執行状況を知事に報告しなければならない。

(補助事業遂行等の指示)

- 第18条 知事は、補助事業者が提出する報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示することができる。
- 2 知事は、補助事業者がその指示に違反したと認めるときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(事情変更による交付の決定の取消し等)

- 第19条 知事は、補助金の交付の決定をした場合においても、その後の事情の変更により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の取消しによって補助事業者に損害を与えた場合であって、申請に基づき知事が相当と認めたときは、適正化法施行令第6条第1項に規定する経費に相当する額の補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

- 第20条 補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、知事はこの補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。
- (1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - (4) 補助事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると知事が認めたとき。
 - (5) この補助金に係る国の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- 2 前項の規定による取消しは、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

- 第21条 補助事業者は、この補助金の交付の決定が取り消されたときは、交付の決定を取り消された補助金を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(是正のための措置)

- 第22条 第20条第1項の規定により交付の決定を取り消す場合においては、知事は、補助事業者に対し、補助金の交付の決定を取り消すことができる旨を告げ、その是正を求めるものとする。

(他の補助金の一時停止)

- 第23条 知事は、補助事業者が補助事業に係る返還金、加算金及び延滞金の全部又は一部を納付しないときは、これらの返還金、加算金及び延滞金の納付しない額を限度とし

て、当該補助事業者に対して交付すべき補助金を交付しないことができる。

(加算金及び延滞金)

第24条 補助事業者は、第20条第1項各号に掲げる事由又はこれに準ずる事由によつてこの補助金の返還を命ぜられたときは、その返還を命ぜられた補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した額の範囲内で知事の定める額の加算金を納付しなければならない。

- 2 補助事業者が補助金の返還を命ぜられこれを納期日までに返還しなかつたときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、その延滞額100円につき1日3銭の割合で計算した額の範囲内で知事の定める額の延滞金を納付しなければならない。
- 3 第1項に規定する加算金の最高額の計算方法は、適正化法施行令第10条の規定の例によるものとする。

(理由の提示)

第25条 知事は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行の指示若しくは一時停止の命令又は補助事業のは正のための措置の指示を行うときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(その他)

第26条 知事は、必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員をして必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の報告の徴収又は調査に対して補助事業者は協力しなければならない。

第27条 特別の事情により第5条（交付額の算定方法）、第6条（交付申請）、第9条（変更申請）及び第14条（実績報告）に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第28条 介護施設等の整備に関する事業に係る群馬県地域医療介護総合確保計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

- (1) 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- (2) 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するもの、施設の高層化を図る等高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するもの又は文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設等を行うことにより土地の有効活用等を図るもの
- (3) 過疎、山村、離島地域等において、適切な入所者待遇と効率的な施設運営が確保できるもの
- (4) 災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8

号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）や災害イエローゾーンに所在する施設の移転改築整備を行うもの

- (5) 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの
- (6) 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの
- (7) 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

2 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、以下のとおりの取扱いとする。

- (1) 介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、前項(4)の事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配慮する。
- (2) 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としない。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、安全上及び避難上の対策を補助の条件とする。
- (3) 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としない。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができます。
 - ア 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の(ア)から(イ)の全てに該当すること
 - イ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の(ウ)及び(エ)に該当すること
 - (ア) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
 - (イ) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
 - (ウ) 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
 - (エ) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害

想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

(4) 令和 5 年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、別表第 1 に規定する地域密着型サービス施設等の整備事業の対象としない。

(5) 災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域

イ 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

(ア) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域

(イ) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域

(ウ) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

附 則（平成 21 年 8 月 26 日介高第 30175-2 号）

この要綱は、平成 21 年 8 月 26 日から施行し、平成 21 年度の事業から適用するものとする。

附 則（平成 22 年 12 月 22 日介高第 30214-1 号一部改正）

この要綱は平成 22 年度の事業から適用するものとする。

附 則（平成 24 年 5 月 17 日介高第 30214-4 号一部改正）

この要綱は、平成 24 年 5 月 17 日から施行し、平成 24 年度の事業から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 6 日介高第 30214-6 号一部改正）

この要綱は、平成 24 年度の事業から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日介高第 30214-5 号一部改正）

この要綱は、平成 25 年度の事業から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 30 日介高第 30214-1 号一部改正）

この要綱は、平成 26 年 4 月 30 日から施行し、平成 26 年度の事業から適用する。

附 則（平成27年7月1日介高第30214－1号一部改正）

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則（平成28年12月26日介高第30214－2号一部改正）

- 1 この要綱は、平成28年12月26日から施行し、平成28年度の群馬県地域医療介護総合確保計画に係る事業から適用する。
- 2 平成27年度の群馬県地域医療介護総合確保計画に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年1月5日介高第30214－2号一部改正）

- 1 この要綱は、平成30年1月5日から施行し、平成29年度の群馬県地域医療介護総合確保計画に係る事業から適用する。
- 2 平成28年度の群馬県地域医療介護総合確保計画に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月5日介高第30214－4号一部改正）

この要綱は、平成30年3月5日から施行する。

附 則（平成30年4月2日介高第30214－1号一部改正）

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則（平成31年3月27日介高第30214－3号一部改正）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の事業から適用する。
- 2 平成31年度の事業において、平成31年4月1日から起算して6か月の経過する日の前日までの間に、この補助金を受けて実施する事業の目的物の全てが完成し、事業者に引き渡されたとき、又は役務の全ての提供が完了したときは、第5条の規定にかかわらず、交付額の算定方法は、附則別表の規定を適用する。この場合において、第5条第1項第1号中「別表第2」とあるのは「附則別表」と、同条第2項第1号中「別表第2第3項」とあるのは「附則別表第3項」とする。
- 3 平成30年度の事業については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月24日介高第30214－1号一部改正）

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則（令和2年3月17日介高第30214－3号一部改正）

この要綱は、令和2年3月17日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則（令和2年6月8日介高第30214－1号一部改正）

この要綱は、令和2年6月8日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則（令和2年10月12日介高第30214－2号一部改正）

この要綱は、令和2年10月12日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則（令和3年3月11日介高第30214－4号一部改正）

この要綱は、令和3年3月11日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則（令和3年7月20日介高第30214－1号一部改正）

- 1 この要綱は、令和3年7月20日から施行し、令和3年度の事業から適用する。
- 2 群馬県介護基盤等整備事業費補助金（在宅・施設サービスの整備の加速化分）交付要綱は、令和3年7月20日限り廃止する。
- 3 この要綱施行前に前項の規定による廃止前の群馬県介護基盤等整備事業費補助金（在宅・施設サービスの整備の加速化分）交付要綱第7条により交付決定された事業については、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月25日介高第30214－1号一部改正）

この要綱は、令和4年7月25日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

附 則（令和5年10月20日介高第30214－1号一部改正）

- 1 この要綱は、令和5年10月20日から施行し、令和5年度の事業から適用する。
- 2 令和5年度の事業において、この要綱の施行時に完了しているものについては改正前の単価を適用し、施行時に未完了であるものについては改正後の単価を適用する。

附 則（令和6年11月27日介高第30214－1号一部改正）

- 1 この要綱は、令和6年11月27日から施行し、令和6年度の事業から適用する。
- 2 令和6年度の事業において、この要綱の施行時に完了しているものについては改正前の単価を適用し、施行時に未完了であるものについては改正後の単価を適用する。

別表第1

1 地域密着型サービス等整備助成事業

(1) 地域密着型サービス施設等の整備

1 区分	2 対象事業	3 補助対象者
定員29名以下の地域密着型施設等 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）及び併設されるショートステイ用居室 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型デイサービスセンター 介護予防拠点 地域包括支援センター 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づくものに限る。（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用をうける場合を含む）以下同じ。）	施設等を整備する事業 注2・注3・注4	①区分欄に掲げる施設等の整事業を行う市町村 ②区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う市町村
定員29名以下の広域型施設 小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。） 小規模（定員29人以下）な介護医療院 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム） 小規模（定員29人以下）な特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。） 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65平方メートル（収納設備を除く。）以上とすることが望ましい。）		①区分欄に掲げる施設等の整備事業を行う市町村 ②中核市の区域において区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う中核市 ③中核市の区域以外の区域において区分欄に掲げる施設等の整備事業を行う社会福祉法人その他の法人
その他の施設 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設 注5・注6		本体施設の補助対象者欄に掲げる市町村、中核市又は法人

(2) 介護施設等の合築等

1 区分	2 対象事業	3 補助対象者
(1) の表区分欄に掲げる施設等と合築・併設	(1) の表区分欄に掲げる本体施設の整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合 注2・注3・注4	①区分欄に掲げる施設等の整備事業を行う市町村 ②区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う市町村

(3) 空き家を活用した整備

1 区分	2 対象事業	3 補助対象者
認知症高齢者グループホーム	空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業 注2・注3・注4	①区分欄に掲げる施設等の整備事業を行う市町村
小規模多機能型居宅介護事業所		②区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う市町村
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
認知症対応型デイサービスセンター		

(4) 災害レットゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

1 区分	2 対象事業	3 補助対象者
定員30名以上の広域型施設		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	災害レットゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業 注7	①区分欄に掲げる施設等の整備事業を行う市町村
介護老人保健施設		②中核市の区域において区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う中核市
介護医療院		
養護老人ホーム		③中核市の区域以外の区域において区分欄に掲げる施設等の整備事業を行う社会福祉法人その他の法人
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		

(5) 災害イエローブームに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

1 区分	2 対象事業	3 補助対象者
定員30名以上の広域型施設 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	災害イエローブームに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業 注8 注9	①区分欄に掲げる施設等の整備事業を行なう市町村
介護老人保健施設		②中核市の区域において区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う中核市
介護医療院		③中核市の区域以外の区域において区分欄に掲げる施設等の整備事業を行なう社会福祉法人その他の法人
養護老人ホーム		
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		

注1 (1)から(5)までの表区分欄に掲げる施設又は事業所は、それぞれサテライト型居住施設・事業所であるものを含む。

注2 (1)から(3)までの表対象事業欄に掲げる事業における「整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)
増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。) ※1 取り壊し費用も対象とすることができます。 ※2 既存施設を移転して改築する事業を含む。この場合、既存建物を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。) ※1、※2について同上。

注3 (1)から(3)までの表対象事業欄に掲げる事業は、土地所有者が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合において、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認が行われた上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう当該法人が次の各号に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

A 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

B 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保

されていること。

- C 貸借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該貸借料を長期間にわたり安定的に支払可能であると認められること。

注4 (1)から(3)までの表対象事業欄に掲げる事業について、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

注5 主として当該施設又は当該事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。

注6 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路等）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。

注7 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については対象としない。

注8 いずれかに該当する事業を対象とする。

- A 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下、「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。）が1メートル以上に指定されている場合

- B 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合

注9 災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業について対象とすることができる。

- A 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。

- B 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

- C 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

- D 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。

- E 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(1) 施設等の開設時

1 区分	2 対象事業	3 補助対象者
定員30名以上の広域型施設等	介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設又は既存施設の増床、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6か月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業 注	①区分欄に掲げる施設等の整備事業を行う市町村 ②中核市の区域において区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う中核市 ③中核市の区域以外の区域において区分欄に掲げる施設等の整備事業を行う社会福祉法人その他の法人
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		
介護老人保健施設		
介護医療院		
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
養護老人ホーム		
訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）		
定員29名以下の広域型施設		
小規模な介護老人保健施設		
小規模な介護医療院		
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
都市型軽費老人ホーム		
小規模な養護老人ホーム		
定員29名以下の地域密着型施設等		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		①区分欄に掲げる施設等の整備事業を行う市町村
認知症高齢者グループホーム		②区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う市町村
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
その他の施設		本体施設の補助対象者欄に掲げる市町村、中核市又は法人
介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設		

(2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援事業

1 区分	2 対象事業	3 補助対象者
定員30名以上の広域型施設	介護施設等において、大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号平成26年9月12日（令和6年10月8日一部改正）厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記2「介護従事者の確保に関する事業」2対象事業（29）ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業注1・注2	①区分欄に掲げる市町村が指定権限等を有している施設等の整備事業を行う市町村 ②区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う市町村 ③中核市の区域において区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う中核市 ④中核市の区域以外の区域において区分欄に掲げる県が指定権限等を有している施設等の整備事業を行う社会福祉法人その他の法人
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		
介護老人保健施設		
介護医療院		
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
養護老人ホーム		
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
定員29名以下の地域密着型施設等		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		
小規模な介護老人保健施設		
小規模な介護医療院		
小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
認知症高齢者グループホーム		
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
都市型軽費老人ホーム		
小規模な養護老人ホーム		
施設内保育施設		

注1 この事業における大規模修繕とは、おおむね10年以上が経過し、必要となった施設の一部改修（一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事）、施設の付帯設備の改造（一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事）をいう。

注2 事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。

3 定期借地権設定のための一時金の支援事業

(1) 本体施設

1 区分	2 対象事業	3 補助対象者
定員30名以上の広域型施設	施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業 <small>注</small>	①区分欄に掲げる施設等の整備事業を行う市町村
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		②中核市の区域において区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う中核市
介護老人保健施設		
介護医療院		
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
養護老人ホーム		③中核市の区域以外の区域において区分欄に掲げる施設等の整備事業を行う社会福祉法人その他の法人
定員29名以下の広域型施設		
小規模な介護老人保健施設		
小規模な介護医療院		
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
都市型軽費老人ホーム		
小規模な養護老人ホーム		
定員29名以下の地域密着型施設等		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		①区分欄に掲げる施設等の整備事業を行う市町村
認知症高齢者グループホーム		②区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う市町村
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
その他の施設		本体施設の補助対象者欄に掲げる市町村、中核市又は法人
施設内保育施設		

(2) 合築・併設施設

1 区分	2 対象事業	3 補助対象者
定員29名以下の地域密着型施設等		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(1) の表の区分欄に掲げる本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合の当該合築・併設施設の敷地に係るもの注	本体施設の補助対象者欄に掲げる市町村、中核市又は法人
認知症対応型デイサービスセンター		
介護予防拠点		
地域包括支援センター		
生活支援ハウス		
緊急ショートステイ		

注 地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- A 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- B 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- C 賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。
- D 本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 対象事業	3 補助対象者	
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業	(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 介護老人保健施設 (ウ) 介護医療院	ユニット化改修に要する経費を支援する事業 注1	1(1) の表区分欄に掲げる施設に応じ、それぞれ当該補助対象者欄に掲げる市町村、中核市又は法人
介護施設等における看取り環境の整備推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	看取り対応が、可能な環境を整備するため看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業 注2	①区分欄に掲げる施設等の整備を行う市町村 ②中核市の区域において区分欄に掲げる施設等の整備に対して、補助を行う中核市 ③中核市の区域以外の区域において区分欄に掲げる施設等の整備を行う社会福祉法人及びその他の法人

注1 改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが家具やカーテンによる仕切りは認められず、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

注2 整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

5 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 対象事業	3 補助対象者
簡易陰圧装置設置経費支援事業 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院、介護療養型医療施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅（高齢者向け賃貸住宅として登録を受けているものを除く） 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス	感染拡大のリスクを低減することを目的に行われる居室等への陰圧装置の設置及び装置の設置とともに行われる簡易的なダクト工事等を行う事業	区分欄に掲げる施設（定員規模は問わない）等の整備事業を行う社会福祉法人その他の法人
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院、介護療養型医療施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅（高齢者向け賃貸住宅として登録を受けているものを除く） 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス	a ユニット型の介護施設等において各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業 b 従来型個室・多床室の介護施設等について新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修事業 c 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するため、入居者と家族が接することのないように面会室への出入り口を複数設け、対面による飛沫防止対策としてアクリル板等を設置するための事業	①区分欄に掲げる市町村が指定権限等を有している施設等の整備事業を行う市町村 ②区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う市町村 ③中核市の区域において区分欄に掲げる施設等の整備事業に対して補助を行う中核市 ④中核市の区域以外の区域において区分欄に掲げる県が指定権限等を有している施設等の整備事業を行う社会福祉法人その他の法人
多床室の個室化改修費用支援事業 特別養護老人ホーム	感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化	①区分欄に掲げる市町村が指定権限等を有している施設等の整備事業を行う

介護老人保健施設	に要する改修を行う事業	う市町村
介護医療院	なお、可動の壁は認め るが、天井から隙間が 空いていることは認め ない	②区分欄に掲げる施 設等の整備事業に 対して補助を行う 市町村
養護老人ホーム		③中核市の区域にお いて区分欄に掲げ る施設等の整備事 業に対して補助を行 う中核市
軽費老人ホーム		④中核市の区域以外 の区域において区 分欄に掲げる県が 指定権限等を有し ている施設等の整 備事業を行う社会 福祉法人その他の 法人
認知症高齢者グループホーム		
小規模多機能型居宅介護事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		
有料老人ホーム		
短期入所生活介護事業所		
生活支援ハウス		

別表第2

1 地域密着型サービス等整備助成事業

(1) 地域密着型サービス施設等の整備

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
定員29名以下の地域密着型施設等			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。注	
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5, 280千円	整備床数		
認知症高齢者グループホーム	39, 600千円	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所	39, 600千円	施設数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7, 000千円	施設数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	39, 600千円	施設数		
認知症対応型デイサービスセンター	14, 100千円	施設数		
介護予防拠点	10, 500千円	施設数		
地域包括支援センター	1, 410千円	施設数		
生活支援ハウス	42, 100千円	施設数		
定員29名以下の広域型施設				
小規模な介護老人保健施設	66, 000千円	施設数		
小規模な介護医療院	66, 000千円	施設数		
小規模な養護老人ホーム	2, 820千円	整備床数		
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5, 280千円	整備床数		
都市型軽費老人ホーム	2, 110千円	整備床数		
その他の施設				
虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ	1, 410千円	整備床数		
介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設	14, 100千円	施設数		

(2) 介護施設等の合築等

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
別表第1第1項(1)の表区分欄に掲げる施設等と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ(1)の表配分基礎単価欄に掲げる配分基礎単価に1.05を乗じた額	(1)の表単位欄に掲げる単位に準ずる	(1)の表対象経費欄に掲げる対象経費 注

(3) 空き家を活用した整備

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
認知症高齢者グループホーム	10,500千円	施設数	(1)の表対象経費欄に掲げる対象経費 注
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			

注 (1)から(3)までの表対象事業欄に掲げる事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

(4) 災害レットゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設等			(1) の表対象経費欄に掲げる 対象経費
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5, 280千円	整備床数	
介護老人保健施設	66, 000千円	施設数	
介護医療院	66, 000千円	施設数	
養護老人ホーム	2, 820千円	整備床数	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定をうけるもの）	5, 280千円	整備床数	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5, 280千円	整備床数	

(5) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設等			(1) の表対象経費欄に掲げる 対象経費
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5, 280千円	整備床数	
介護老人保健施設	66, 000千円	施設数	
介護医療院	66, 000千円	施設数	
養護老人ホーム	2, 820千円	整備床数	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5, 280千円	整備床数	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5, 280千円	整備床数	

2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(1) 施設等の開設時

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所又は既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円 注1	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
養護老人ホーム			
訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,960千円	施設数	
定員29名以下の広域型施設			
小規模な介護老人保健施設	989千円 注1	定員数	
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
都市型軽費老人ホーム	496千円 注1	定員数	
小規模な養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円 注1	定員数	注2
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円 注1	施設数	
その他の施設			
施設内保育施設	4,960千円 注1	施設数	

注1 改築に伴う事業については、原則として対象としない。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる定員数について交付額を算定するものとする。

(1) 増床を伴う改築のとき 当該増床により増加する定員数

(2) 増床を伴う改築であり、かつ、従来型からユニット型への転換を行う場合であって、転換に係る定員数が増床に係る定員数を超過するとき 当該増床により増加する定員数に加えて、その超過する定員数

注2 小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数

(2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
定員30名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する）。	
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数		
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
養護老人ホーム				
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
定員29名以下の地域密着型施設等				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数 ※小規模 多機能型 居宅介護 事業所及 び看護小 規模多機 能型居宅 介護事業 所にあつ ては、宿 泊定員数 とする。		
小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院				
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8, 250千円	施設数		
都市型軽費老人ホーム	248千円	定員数		
小規模な養護老人ホーム	248千円	定員数		
施設内保育施設	2, 480千円	施設数		

3 定期借地権設定のための一時金の支援事業

(1) 本体施設

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1	1／2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
養護老人ホーム			
定員29名以下の広域型施設			
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
都市型軽費老人ホーム			
小規模な養護老人ホーム			
定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
その他の施設			
施設内保育施設			

(2) 合築・併設施設

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
定員29名以下の地域密着型施設等	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1	1／2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
介護予防拠点			
地域包括支援センター			
生活支援ハウス			
緊急ショートステイ			

4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分		2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業	(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 介護老人保健施設 (ウ) 介護医療院	「個室 → ユニット化」改修	1, 410千円	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
		「多床室 → ユニット化」改修	2, 820千円	
介護施設等における看取り環境の整備推進事業	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4, 130千円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備のために必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。

5 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
簡易陰圧装置設置経費支援事業	5, 100千円 (群馬県知事が認めた台数又は定員数を上限とする)	2 / 3	簡易陰圧装置を設置するため必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において、別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特別養護老人ホーム			
介護老人保健施設			
介護医療院、介護療養型医療施設			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
有料老人ホーム			
サービス付き高齢者向け住宅(高齢者向け賃貸住宅として登録を受けているものを除く)			
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			
生活支援ハウス			
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	対象事業 a 1, 180千円×箇所数 対象事業 b 7, 070千円×箇所数 対象事業 c 4, 130千円×施設・事業所数 ※対象事業の詳細は別表1を確認すること。	2 / 3	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等で、別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特別養護老人ホーム			
介護老人保健施設			
介護医療院、介護療養型医療施設			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
有料老人ホーム			
サービス付き高齢者向け住宅(高齢者向け賃貸住宅として登録を受けているものを除く)			
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			
生活支援ハウス			
多床室の個室化改修費用支援事業	1, 160千円 ×定員数	2 / 3	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であ
特別養護老人ホーム			
介護老人保健施設			

介護医療院	つて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
認知症高齢者グループホーム	
小規模多機能型居宅介護事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	
有料老人ホーム	
短期入所生活介護事業所	
生活支援ハウス	

別表第3

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス	別表第2の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス	別表第2の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表第2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表第2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス	別表第2の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額